沿岸漁業におけるクロマグロの資源管理について

平成２９年１月２４日　鳥取県水産課

１　クロマグロ

●平成２７年漁期より、クロマグロ小型魚（３０ｋｇ未満）の漁獲規制が開始（日本全体で 4,007 トン、沿岸漁業全体で 2,007 トン）

●日本海西部ブロック（福井～島根）の漁獲枠は年間 119 トン。

●ブロック内の管理手法については、水産庁、府県担当者で協議。漁獲枠を県毎に線引き。

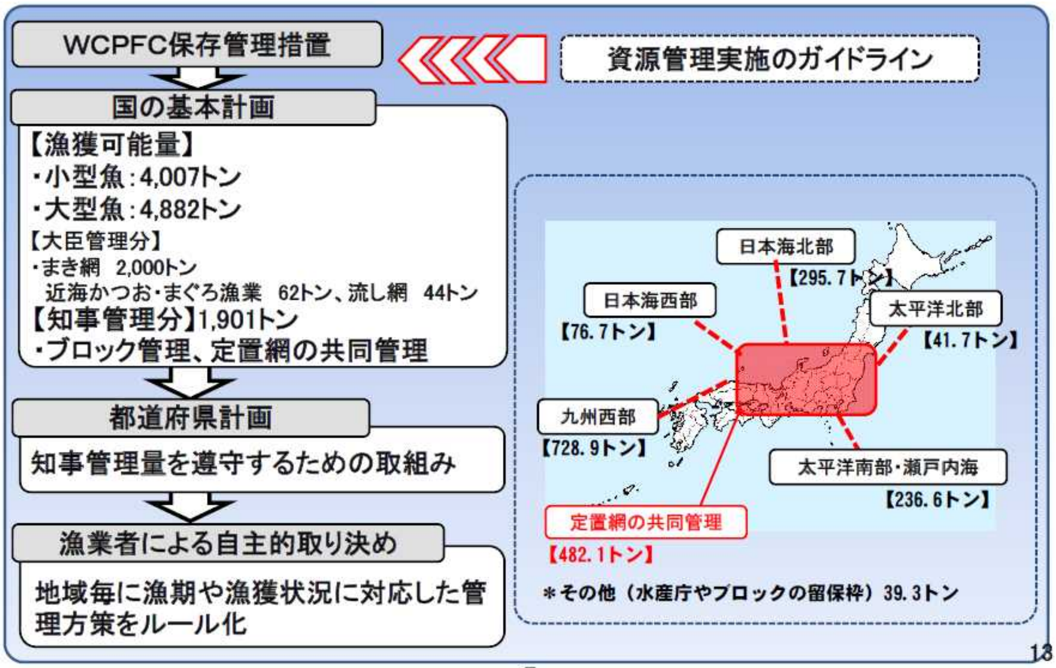

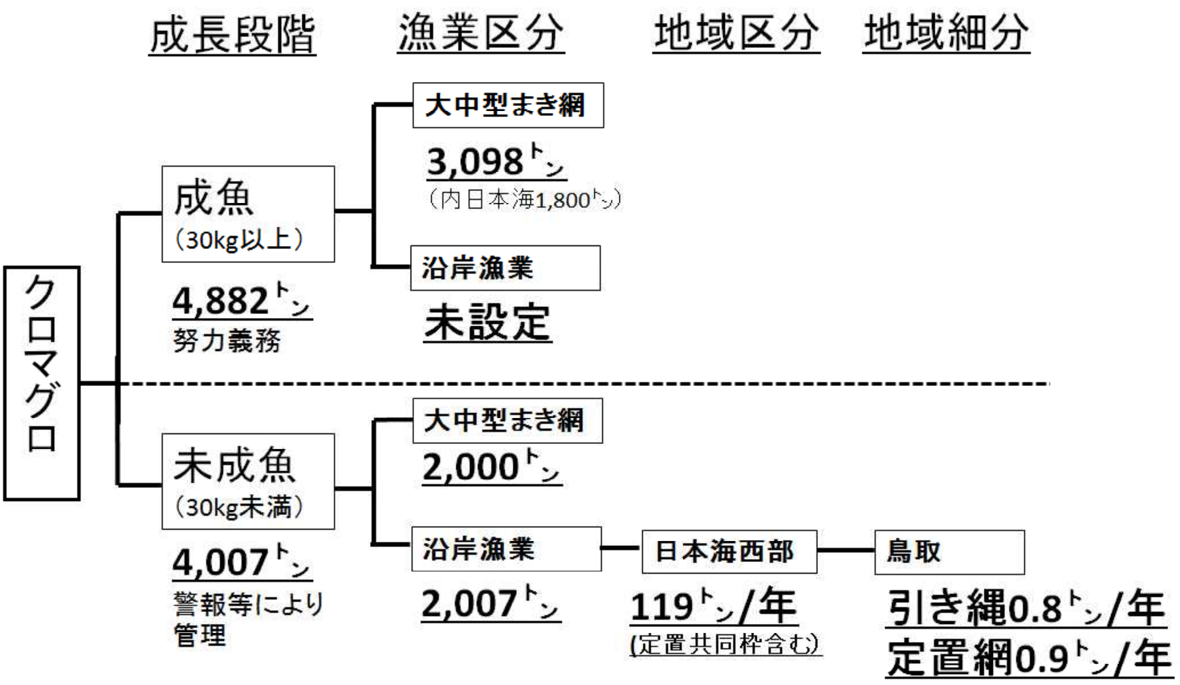

受付
28.1.8
水産課

２７水管第１９１５号
平成２８年１月４日

鳥取県水産主務部長　殿

水産庁資源管理部長

水産庁資源管理部長印

太平洋クロマグロに係る第２管理期間の資源管理の実施について

日頃より、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成27年１月より実施している太平洋クロマグロの資源管理について、2016年（平成28年）についても、ＷＣＰＦＣで合意された保存管理措置に従い、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績からの半減等を継続します。

また、第１管理期間を通じた漁獲管理の課題を見据えながら、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていく観点から、今後、法令に基づく数量管理を検討して行くこととし、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐろ型ＴＡＣ」の検討を進めます。

さらに、この資源管理を適切に実施していくため、漁業者をはじめ関係団体、都道府県の皆様の声を反映させ、管理手法を改良しながら進めていくこととしています。

つきましては、下記のとおり第２管理期間の管理方針を通知しますので、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知及び指導方よろしくお願い致します。

記

Ⅰ　管理目標等について

ＷＣＰＦＣの保存管理措置に基づき、現在（2012年）の親魚資源量（約2.6万トン）を10年以内に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを暫定目標とします。

Ⅱ　漁獲上限について

１　ＷＣＰＦＣの保存管理措置に基づき、我が国の30キログラム未満の小型魚の漁獲量については、2002年から2004年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。また、30キログラム以上の大型魚の漁獲量については、2002年から2004年の平均漁獲実績4,882トンを超えないよう管理します。

２　小型魚の漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

（1）大中型まき網漁業　2,000トン、
（2）その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置、近海竿釣り漁業等）2,007トン
① 沿岸漁業　1,901トン
② 近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業）106トン

Ⅲ　各漁業の管理手法について

1　沿岸漁業

（1）全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理します。

・太平洋北部ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

・太平洋南部ブロック
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県

・日本海北部ブロック
北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県

・日本海西部ブロック
福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県

・瀬戸内海ブロック
和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

・九州西部ブロック
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（2）第2管理期間は平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（日本海北部ブロックは平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）とします。

（3）第2管理期間の小型魚のブロック別漁獲上限は次のとおりとします。

ブロック	第2管理期間
太平洋北部ブロック	249トン
太平洋南部ブロック	253トン
日本海北部ブロック	506トン
日本海西部ブロック	119トン
瀬戸内海ブロック	6トン
九州西部ブロック	749トン
水産庁留保分	19トン
合計	1,901トン

（注）なお、第1管理期間のブロック枠の遵守状況によっては、第2管理期間の枠から差し引くことがあります。

（4）漁獲モニタリング
ア　漁獲モニタリングについては、各都道府県は、沿岸くろまぐろ漁業（広

域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下漁協分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに（一社）漁業情報サービスセンターに報告願います。

イ　報告頻度は、月末締めの翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこととします。この切り替えは、その都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡します。

ウ　水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、ブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

（５）警報及び操業自粛要請について

ア　水産庁はブロック別に小型魚の漁獲量が上限の７割に達した段階で「注意報」、８割に達した段階で「警報」、９割に達した段階で「特別警報」、９割５分に達した段階で「操業自粛要請」（タイムラグを考慮）を各都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方をよろしくお願いします。

イ　漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は、水産庁ホームページに掲載しプレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

2　大中型まき網漁業

（１）大中型まき網漁業の小型魚の漁獲上限は合計で2,000トンとなっており、引き続き（一社）全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。

（２）漁獲モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに（一社）漁業情報サービスセンター及び（一社）全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を随時確認します。

（３）水産庁は集計した漁獲状況について、水産庁ホームページに掲載します。

3　近海竿釣り漁業等

（１）近海竿釣り漁業（指定漁業）、東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）及びかじき等流し網漁業（届出漁業）の小型魚の漁獲上限は合計で106トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

（２）漁獲モニタリングについては、小型魚・大型魚ともに

①　近海竿釣り漁業は漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて月別速報値を集計します。

②　東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告します（報告様式は別途通知。）。

（３）水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックするとともに、水産庁ホームページに掲載しま

す。

Ⅳ　遊漁における資源管理の取組について

遊漁における資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととします。具体的には水産庁において漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えて頂くよう「理解と協力」を求めます。

また、遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が必ずしも明らかでないことから、都道府県や釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて呼びかけを行います。

Ⅴ　漁獲上限を超えた場合について

ＷＣＰＦＣの保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

Ⅵ　くろまぐろ型ＴＡＣ試行の検討について

１　第１管理期間を通じた漁獲管理の課題としては、

（１）国際約束である漁獲上限等の遵守の確保が求められる中、当該遵守措置の内容は、今後国際的な資源評価の結果により定期的に見直される可能性があることを前提に国内管理を徹底する必要があること、

（２）クロマグロは多くの漁法で漁獲され漁場の偏りも大きい中で、関係者間の公平性・透明性を確保し迅速かつ確実な漁獲量の把握が必要であること、

などが上げられます。

２　このことから、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくためには、法令に基づく数量管理を検討していく必要があり、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐろ型ＴＡＣ」の検討を進め、具体的な事例検討を図る観点から平成28年７月より試行します。

３　具体的な進め方としては、

（１）国の水産政策審議会資源管理分科会や各都道府県における海区漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、試行にむけて、国の基本計画案、各都道府県計画案の作成を進めます（平成28年５月から６月を目途）。

（２）また、くろまぐろ型ＴＡＣの特徴と数量管理上の注意事項をまとめたガイドラインを別途取りまとめます。

Ⅶ　国際的な管理基準の検討について

平成27年12月に開催されたＷＣＰＦＣにおいて、

（１）太平洋クロマグロの加入量が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を2016 年に決定すること
（２）資源回復後の長期的な資源管理方針を2015年、2016年の小委員会で策定することが決定されていること

から、これらについても、国の水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、我が国としての検討を進めます。

くろまぐろ型の数量管理に関する鳥取県計画（試行）

平成２８年７月１日　公表

第１　太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

１　本県において太平洋くろまぐろは、曳き縄漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

２　漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

３　また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県と連携の下、資源調査体制の充実を強化を図ることとする。

４　太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第２　太平洋くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県に定められた数量に関する事項及び第３　太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

１　太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下、「小型魚」という。）について、ブロック別の漁獲上限は次表のとおりである。

	平成28年の知事管理量	管理の対象となる期間	構成都道府県名
日本海西部ブロック	2.7トン	（第２管理期間）	（グループ）鳥取県及び兵庫県
定置網の共同管理分	482.1トン		北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県

２　太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

国の基本計画第５の１の（２）に定めるように、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する。

第４　太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、水産庁提示ルール、日本海西部ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき管理を実施することとし、第２及び第３の１に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

１　第２及び第３の１に示した小型魚の知事管理量のうち本県の漁獲上限の目安は次の表のとおりとする。

本県の漁獲上限の目安	日本海西部ブロック管理分	0.8トン
	定置網の共同管理分	0.9トン

２　定置網以外の漁業（主に曳き縄漁業）

（１）１の本県の漁獲上限の目安の７割到達時

・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。

・２キログラム未満の個体の放流に取り組む。

（２）１の本県の漁獲上限の目安の８割到達時

・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。

・30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

（３）１の本県の漁獲上限の目安の９割到達時

・目的操業の自粛実施に努める。

・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。

・30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

（４）１の本県の漁獲上限の目安の９割５分到達時

・目的操業の自粛を実施する。

・30キログラム未満の個体を放流する（なお、目的操業は自粛するため、混獲の場合とする）。

３　定置網漁業

（１）通常時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

（２）本県の漁獲上限の目安の７割到達時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に取組む。

（３）本県の漁獲上限の目安の８割到達時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に取組む。

（４）本県の漁獲上限の目安の９割到達時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に取組む。

（５）本県の漁獲上限の目安の９割５分到達時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に取組む。

※（１）～（５）に関わらず、盛漁期（１～３月）のうち２か月間交代で網上げし、休漁に努める。

4　水産庁提示ルール（平成28年１月４日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知）に基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。

第２及び第３に示した知事管理数量又は漁獲上限の目安の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、（水産庁からの技術的な助言を必要に応じて得ながら）一定割合に達した時点で警報等（７割で注意報、８割で警報、９割で特別警報）を発出し、９割５分に達した際は操業自粛を要請する。

5　また、定置網の共同管理については、その取り決めに従って警報等や操業自粛要請を行う。

6　遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

①　漁業者の取組について周知を図る。

②　漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

③　漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第５　その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1　県は、水産庁提示ルール、日本海西ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき、漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

（１）定置網以外は、10日ごとの報告を基本とする。

（２）定置網で漁獲があった場合は直ちに報告することとする。

2　上記１に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、ブロックを構成する（共同で管理する）各都道府県に通知する。

第２０１６００１２８４０４号
平成２８年１１月２２日

田後漁業協同組合代表理事組合長
鳥取県漁業協同組合代表理事組合長（各支所）
中部漁業協同組合代表理事組合長
赤碕町漁業協同組合代表理事組合長
米子市漁業協同組合代表理事組合長
様

鳥取県農林水産部水産振興局水産課長

鳥取県農林水産部水産振興局水産課長印

太平洋クロマグロ漁業の漁獲自粛について（通知）

太平洋クロマグロの資源管理については、関係者すべてが協力して取り組む必要があり、我が国においても水産庁が未成魚（３０ｋｇ未満）漁獲量の半減等の取組手法を示しています。

その中で、平成２８年７月から平成２９年６月までの本県の曳き縄釣漁獲管理上の目安である０．８トンに対し、漁獲実績は平成２８年１１月２１日現在で約０．７トンに達し、漁獲制限上限に達する恐れがあります。

このため、これまでの漁獲量等を勘案し、曳き縄による太平洋クロマグロ未成魚（３０ｋｇ未満）の漁獲について自粛を要請することとしました。（他の漁法についても、今後の漁獲状況によっては自粛を要請することがあります。）

各漁協（支所）におかれましては、趣旨をご理解のうえ関係組合員へ周知するなど、自粛の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

（担当）
漁業調整担当　　志村　難波
（電話　０８５７－２６－７３３９）

第2管理期間（平成28年7月～平成29年6月）鳥取県沿岸クロマグロ漁獲量

単位：kg
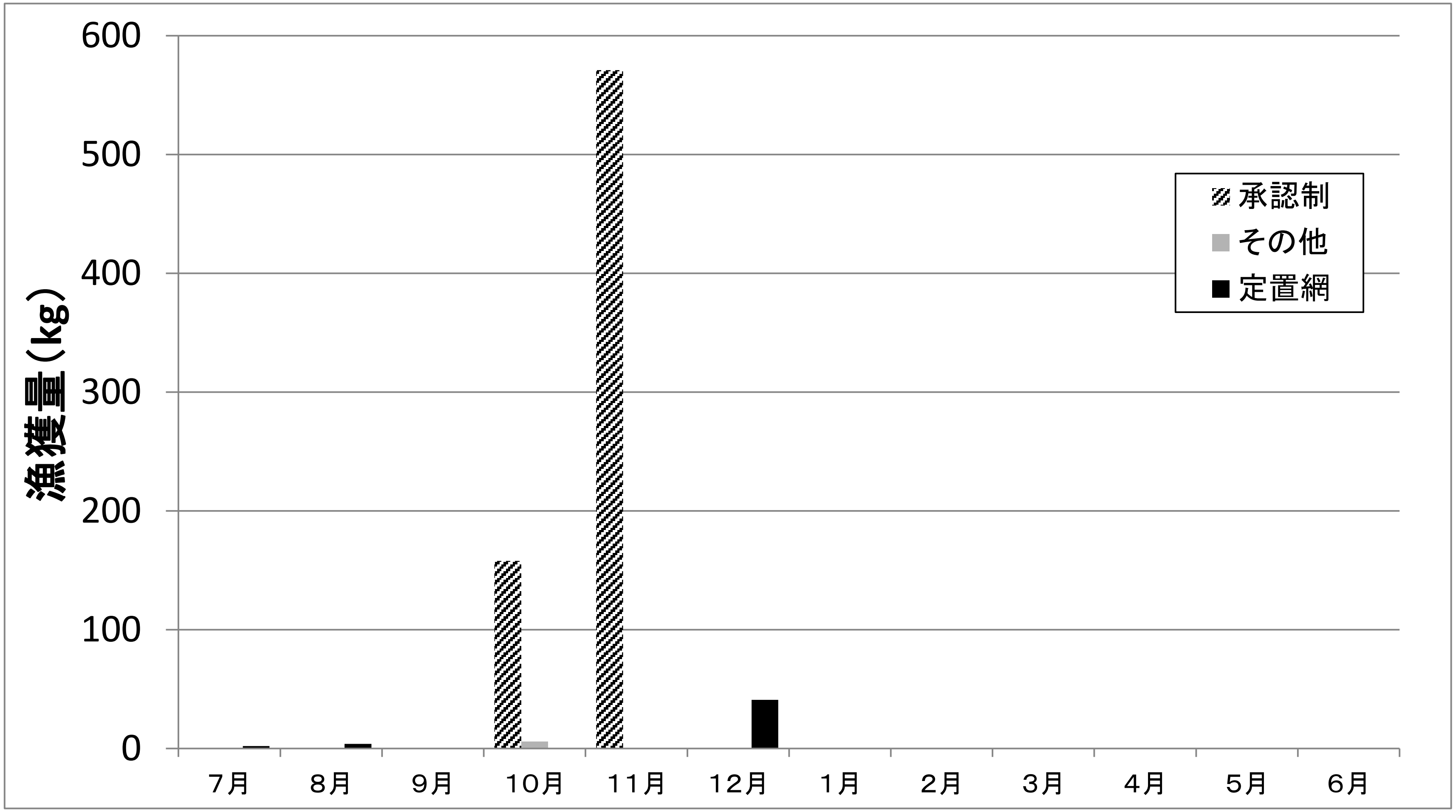
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計	漁獲枠
承認制	0	0	0	158	571	0							729	800
その他	0	0	0	6	0	0							6	
定置網	2	4	0	0	0	41							47	900
計	2	4	0	164	571	41	0	0	0	0	0	0	782	1,700